

# 代理人による印鑑登録の手続きについて

● 代理人によって印鑑登録を行う場合は、**登録申請者**、**代理人**、**保証人**が必要です。

- ・ **登録申請者**: 印鑑登録をする人。  
(条件) 澁川市の住民基本台帳に記録されている人。  
ただし、15歳未満の人および成年被後見人は除きます。
- ・ **代理人**: 申請者の代わりに市民課の窓口等で手続きを行う人。  
(条件) 申請者に同じ。
- ・ **保証人**: 申請者が本人であることを保証する人。  
(条件) 澁川市で印鑑登録をしている人。(代理人と兼ねることもできます。)
- ・ **代筆者**: 登録申請者が自署できない場合代筆する人。  
(条件) 申請者に同じ。(保証人とは兼ねられません。)

- ・ 代理人が保証人となった場合、代筆者は別の人が必要です。
- ・ 代理人が代筆した場合、別に保証人が必要です。

## ◎ 申請から登録までの流れ

### I. 代理人来庁1度目

1. **印鑑登録申請書** **代理人選任届** を受け取る。

2. 上記の書類を持ち帰り、**登録申請者**、**代理人**、**保証人**が上記の書類に必要事項を記入、押印する。

※窓口に来ることができない理由について、関係機関に状況確認をさせていただく場合があります。

### II. 代理人来庁2度目

3. **代理人**が**登録する印鑑** **印鑑登録申請書** **代理人選任届** を持参する。

4. **照会回答書**(市から**登録申請者**本人宛(住所登録地)に郵送)を受け取る。

5. **照会回答書**に**登録申請者**が必要事項を記入、押印する。

### III. 代理人来庁3度目 (来庁2度目と同じ窓口に来てください。)

6. **代理人**が**照会回答書**と**登録する印鑑**及び**登録申請者**、**代理人**それぞれの**本人確認書類** (保険証、免許証など) を持参する。

7. 印鑑登録証受領欄に**代理人**氏名を記入する。

**手続き終了**→**代理人**に印鑑登録証をお渡しします。

同時に印鑑登録証明書を取ることも可能です。